

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

宮城県監査委員 本 木 忠 一
宮城県監査委員 太 田 稔 郎
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日
令和2年9月4日
- 2 通知のあった日
令和2年11月4日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 宮城第一高等学校
 - イ 監査委員の報告の内容
負担金において、二重払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
(内容)
平成31年度全国高等学校教頭・副校長会の会費について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。
 - ・件数 1件
 - ・金額 9,000円
 - ロ 措置の内容
負担金について、支出状況確認一覧表を作成し、事務室内の全職員が確認できるよう整理した。また、予算の執行状況や支出負担行為履歴を確認するため、財務システムの有効的な活用方法について、事務室内で改めて情報共有を行い、再発防止に努めていく。
 - (2) 石巻北高等学校
 - イ 監査委員の報告の内容
報酬及び賃金において、返納手続の遅延、返納額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
(内容)
 - 1 非常勤講師の報酬について、返納手続の遅延及び返納額の誤りがあったもの。
 - ・件数 5件
 - ・金額 121,010円
 - 2 緊急学校支援員の賃金について、通勤手当相当額を支給定日に支給しなかったもの。

- ・件数 2件
- ・支給定日 令和元年7月10日
- ・支給日 令和元年8月8日

ロ 措置の内容

報酬及び賃金は、支給対象職員の生活に直結する収入であるため、計算の錯誤や支給遅延等のないよう、厳正適正かつ慎重に事務処理すべきものであるとともに、錯誤があった場合は速やかに対処するように担当職員へ改めて指導を行った。

現在は、事務室全体で業務上の疑問点を共有し、互いに支援・アドバイスを適切に行えるよう、職員同士が相談しやすい体制を構築している。また、会計事務カレンダーなどのチェックツールを活用し、失念による事務処理遅延などの再発防止を図っていく。